



2024年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社ゲオホールディングス
代表者名 代表取締役社長執行役員 遠藤 結蔵
(コード番号:2681 東証 プライム市場)
問合せ先 執行役員経理財務部 梶田 義章
ゼネラルマネージャー
(TEL 052-350-5711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月27日開催予定の第36期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、2024年2月9日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更及び取締役の員数の変更を行うものであります。
- (2) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月27日(木)	(予定)
定款変更の効力発生日	2024年6月27日(木)	(予定)

以 上

定款変更の内容

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行どおり）
（機関）	（機関）
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	（削 除）
4. <u>会計監査人</u>	3. <u>会計監査人</u>
第5条（条文省略）	第5条（現行どおり）
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第11条（条文省略）	第6条～第11条（現行どおり）
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第12条～第17条（条文省略）	第12条～第17条（現行どおり）
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
（員数）	（員数）
第18条 当社の取締役は、 <u>15名以内</u> とする。	第18条 当社の取締役は、 <u>20名以内</u> とする。
（新 設）	（2） <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
（選任方法）	（選任方法）
第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>
（2）（条文省略）	（2）（現行どおり）
（3）（条文省略）	（3）（現行どおり）
（新 設）	（4） <u>監査等委員である取締役の補欠者の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
（任期）	（任期）
第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条 取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新 設）	（2） <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

<p>(新 設)</p>	<p>(3) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p>	<p>(2) <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第 25 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(報酬等) 第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 27 条 (条文省略)</p>	<p>第 28 条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(員数) 第 28 条 <u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>

(選任方法)	(削 除)
<p>第 29 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(2) <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
(任期)	(削 除)
<p>第 30 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(2) <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
(常勤の監査役)	(削 除)
<p>第 31 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 29 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(2) <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
(報酬等)	(削 除)
<p>第 34 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p>	
(監査役の責任免除)	(削 除)
<p>第 35 条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(2) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	

<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条及び第37条（条文省略）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第31条及び第32条（現行どおり）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第39条～第42条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第34条～第37条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第36期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>